

基本方針Ⅲ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する

変化が激しく多様化が進むこれからの社会を主体的に生きぬくためには、自ら考え、主体的に判断し、柔軟かつ的確に対応する力が不可欠であり、その基盤として、確かな学力を育成することが求められています。

教育内容や教育方法の一層の充実を図り、子どもたちに基礎的・基本的な知識や技能の習得はもちろん、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等を含めた確かな学力を身に付けさせます。

主要施策7 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備と確かな学力の育成

変化の激しい社会をしなやかに生きぬいていくためには、適切な思考・判断や実践の基盤となる確かな学力が不可欠です。

このため、様々な教育課題に対応し、児童生徒の個々の能力を最大限に伸ばすことができるよう学校の教育環境を整備します。

また、教育内容や教育方法の工夫改善・充実により、他者と協働するためのコミュニケーション能力を育成するとともに、基礎的・基本的な知識・技能、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度など確かな学力を育成します。

1 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備

【現状と課題】

本県では、教育山形「さんさん」プランで小・中学校の全ての学年に少人数学級編制を導入し、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行っています。さらに、小1プロブレム^{*1}や中1ギャップ^{*2}、別室に登校する児童生徒への支援など、学校における今日的課題に対応するための教員配置を充実してきたことにより、不登校児童生徒の出現率や長期欠席児童生徒の割合が減少し、全国と比較しても低い状況を維持するなどの成果を上げています。

しかし、学校教育をめぐる課題は多様化・高度化しているため、学校の教育環境のさらなる整備・充実が求められています。

※1 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、学校生活になじめず、集団行動をとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態になり学習や学級運営に支障がある状況。

※2 中1ギャップ：小学生から中学生になると、教科担任制や部活動が実施され、そうした学習や生活環境の変化になじめず、生徒の学習意欲の低下、不登校、問題行動が増加する現象。

【主な取組み】

① 少人数学級編制の今後の展開の検討

小・中学校における少人数学級編制については、継続を基本としつつ、文部科学省の定数改善の状況や、外部専門家による効果検証の結果を踏まえ、今後の展開を検討します。

② 学校の教育課題への対応（教職員配置の充実）

多様化・高度化している学校の教育課題に適切に対応するため、教員等の配置について検討し、充実に努めます。

(例) 34人～40人の学年単学級の解消、小学校における専科教員の配置、複式学級の少人数化、LDやADHD等の通級指導教室の充実 等

③ 土曜日の活用の検討

授業・学習や体験活動の実施など、各地域の実情を踏まえ、土曜日の活用について検討を進めていきます。

2 コミュニケーション能力の育成

【現状と課題】

近年、集団生活になじめない、自分の思いや考えをうまく伝えることができない、我慢できずにキレてしまう、などの児童生徒が増加しているという指摘があります。

人が社会で生きていくには、社会の一員として、周囲の人たちとコミュニケーションをとることが欠かせません。このため、子どものうちから「人それぞれの違いを認め、対応できる力」や「自分の思いや考えを表現できる力」など、コミュニケーションの力を育てていくことが重要です。コミュニケーションにより、他者と意思を疎通させ、相互理解のもと、心を通わせることは、いじめの防止にもつながります。また、グローバル化に対応するため外国語の語学力は重要ですが、前提として、日本語で自分の考えをしっかりと相手に主張できる能力が不可欠です。

子どもたちのコミュニケーション能力は、親子のスキンシップや家族での団らん、教員や級友との交流が土台となり、お年寄りなどの異なる世代や文化の異なる人との交流や様々な体験を通して、自らの実感・納得や感動を経験することなどにより高まります。

子どもたちが、学校と家庭・地域それぞれの場において、子どもと親、子どもと子ども、子どもと教員、子どもと地域の大人といった様々な価値観を持った人々との対話を経験できるようにしていく必要があります。

【主な取組み】

① 精一杯考え合い、表現し合う授業づくりの推進

社会を生きぬくうえで不可欠な自他の意思や気持ちを伝え合うためのコミュニケーション能力を育成するため、各学校において「担任力」※の考え方を生かした授業実践を通して、児童生徒同士が精一杯考え合い、表現し合い、課題を解決していく授業を推進します。

※ 担任力：学習指導力、生徒指導力、特別支援教育力の3つを統合して、授業を核とした学級・学年・教科経営を行っていく、本県独自で考える教員の力。

② 学校・家庭・地域が連携した「読育」の推進〈主要施策5の1の再掲〉

③ 多様な交流の促進

学校における異学年交流や、地域の祭りや行事、各種ボランティア活動への参加などを通して、子どもと異年齢の人々との交流を促進し、他者と関わる体験を重ねる中で、人々の様々な価値観を認める意識とコミュニケーション能力を育みます。

3 確かな学力の育成 ～「習得」そして「探究」へ～

【現状と課題】

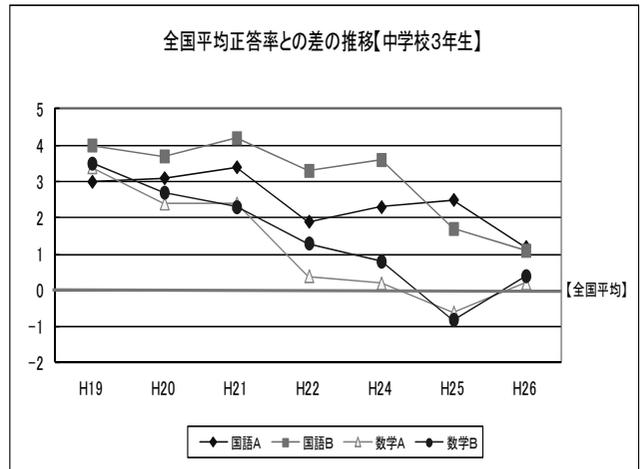
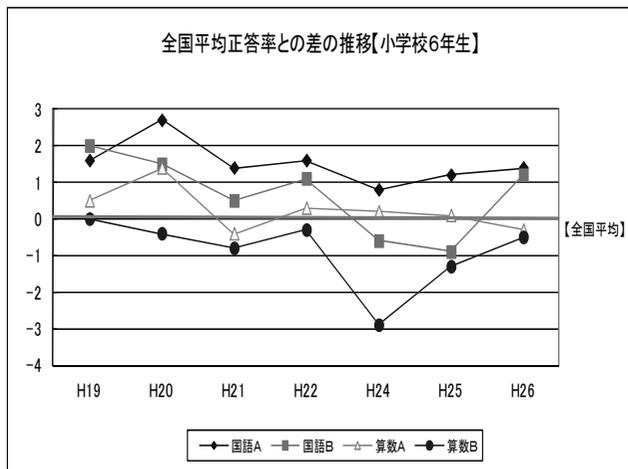
全国学力・学習状況調査や標準学力検査を分析すると、本県小・中学校においては、成績の下位層は少ないものの上位層を伸ばしきれていないこと、基礎的・基本的な知識・技能の習得については一定の成果があるものの、それらを活用する力、特に算数・数学に課題があることが明確になっています。

このことは、教科別の授業の理解度や興味についても同様の傾向が表れており、本県の児童生徒は、算数・数学について、授業の理解度、興味ともに全国平均を下回っています。

一方、高等学校では、理数系教科と英語が課題となっているほか、成績上位層の減少傾向が懸念されています。

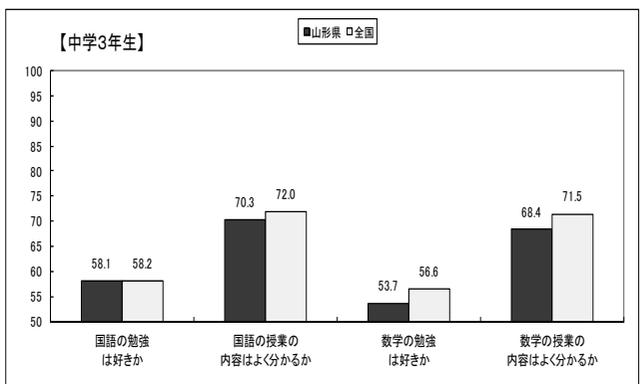
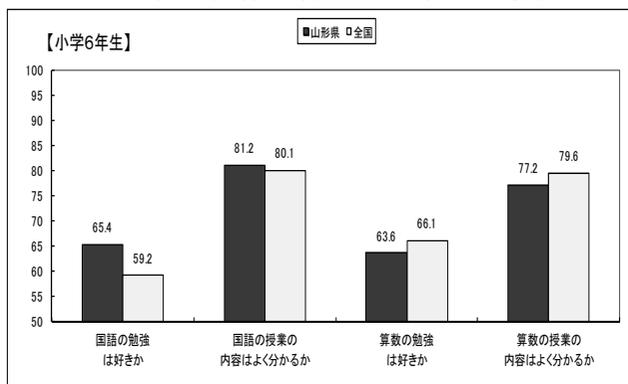
本県経済・産業をけん引する人材、中核として担っていく人材を育成するため、郷土の伝統・文化・歴史等への理解を深める学習を基盤とした国語や英語等の文系教科を充実させるとともに、課題となっている理数系教科を重視しながら、小・中・高等学校を通じた学力向上対策に取り組み、児童生徒一人ひとりに確かな学力を身に付けさせていく必要があります。

○ 全国学力・学習状況調査結果の推移



※ 平成 23 年度は震災の影響で調査中止

○ 児童生徒の国語、算数・数学の理解度、興味



(資料：文部科学省「平成 26 年度全国学力・学習状況調査」)

(参考)

「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会」論点整理

国の2期計画においても、我が国の児童生徒の学力について、基礎的・基本的な知識・技能の習得は一定の成果が認められるものの、思考力・判断力・表現力等が課題とされています。

国では、次期学習指導要領に向け基礎的な資料を得るために、標記の検討会を開催しました。

この検討会が平成26年3月に公表した『論点整理』において、上記の課題を踏まえて、「児童生徒に育成すべき資質・能力を明確にしたうえで、学習評価の基準を『何を知っているか』にとどまらず『何ができるか』に改善することが必要」とされたところです。

言い換えれば、これからは基本的・基礎的な知識・技能の「習得」にとどまらず、それらを「活用」する力、そのうえで、主体的に学習に取り組む態度、すなわち自ら課題を設定し、自ら学び主体的に課題を解決していく「探究」する力を育成していくことが求められるものと考えられます。

【主な取組み】

(1) 小・中・高等学校を通じた「探究型学習」の推進と評価・検証

① 探究型学習の推進

小・中・高等学校を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらの活用を基盤として、児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら考え主体的に解決していく力を育成するため探究型の学習を推進します。

県教育センターでは、小・中・高のつながりや大学との接続を意識しながら探究型の学習をすすめるための授業づくりを研究し、各学校での実践を促進するとともに、大学や研究機関と連携しながら教材開発等に取り組みます。

② 確かな学力の育成に向けた施策の評価・検証

全国学力・学習状況調査等の活用に加え、県独自の評価調査の検討を進めるなど、「習得」「活用」「探究」からなる確かな学力の育成に向けた諸施策の評価・検証システムを構築し、この検証の結果について広く県民に公表するとともに、施策の改善につなげます。

また、高校入試について、少子化の進行や政府の「大学入試制度改革」の動向等を踏まえ、制度の在り方を検討します。

(2) 小・中学校での確かな学力育成に向けた取組み

① 少人数学級を活かした授業づくり

少人数学級を活かして、児童生徒理解に基づいたきめ細かな指導を行います。

そのうえで、児童生徒が学び合う中でそれぞれが納得しわかる授業や習熟度に応じた学習を行うなど、確かな学力を育み個々の能力を最大限に伸ばす授業づくりを進めます。

② 全国学力・学習状況調査結果の分析・公表

各市町村教育委員会・学校において、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、それぞれの課題と今後の対応も含め、保護者や地域に積極的に公表・説明することにより、よさや課題を共有しながら、学校と家庭・地域が一体となった学力向上対策を進めます。

③ 全県共通の重点指導による継続的な指導

県及び市町村教育委員会の指導主事を対象とした研修会等において、全県共通の重点指導事項を確認し、全ての指導主事が各学校に対して学校の状況に合った具体的かつ継続的な指導・支援を行い、教員の指導力向上を図ります。

④ 思考力を高める問題の開発・発信・活用

県教育センターに設置する学力向上に向けたプロジェクト委員会において、児童生徒の思考力を高めるための問題を開発・発信し、各学校での活用を促して授業改善を進めます。

⑤ モデル授業の開発・発信

国語、算数・数学、英語等の特性を踏まえたモデル単元づくりを行うとともに、研究授業の公開等を通して、授業改善の具体的なイメージの共有を図り、学校での実践を推進します。

⑥ 「読育」の充実〈主要施策5の1の再掲〉

(3) 高等学校での確かな学力育成に向けた取組み

① 高等学校における探究型学習の推進

文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール^{※1}(SSH)やスーパーグローバルハイスクール^{※2}(SGH)などへの取組みを通して、生徒が主体的に課題を設定し探究活動に取り組む学習を実践し、その成果を各学校に普及することにより、生徒の確かな学力の育成と教員の教科指導力の向上を図ります。

※1 スーパーサイエンスハイスクール：将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を文部科学省が指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験棟を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援する。

※2 スーパーグローバルハイスクール：グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を文部科学省が指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を進める。

② 県内大学等への進学促進

本県経済・産業をリードする人材の育成と若者の県内定着を確保するため、県内大学等と連携して、県内の高校生に大学の特徴や魅力を宣伝・周知するなどにより、県内大学等への進学を促します。

③ 実践的な教育の充実

各校の特色に応じた生徒の気概づくりのために、大学や企業等の研究やイノベーションに触れる機会づくりを支援します。また、産・学・官連携による実践的な教育を更に充実させます。

④ 職業・就職指導の充実

高等学校卒業後に就職を希望する生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、望ましい勤労観・職業観を自ら形成・確立させるとともに、在学中の資格取得を支援するなど、多様なキャリア形成に必要な態度や能力を身に付けるよう職業・就職指導を充実します。

〈詳細は、主要施策9参照〉

⑤ 高等学校基礎学力テスト（仮称）及び大学入学希望者学力評価テスト（仮称）への対応
 政府が導入を検討している高等学校教育の質の向上を図る基礎レベル、大学教育を受けるために必要な能力を判定する発展レベルの新たなテストに対応するとともに、教科・科目の特性を踏まえた各種検定、技能検定ジュニアマイスター顕彰の活用等を促進します。

⑥ 学習のつまずきへの対応

学び直しが必要な生徒に対し、個に応じた指導を行うため、学び直しの教材の作成・活用を推進するとともに、教員に対し指導方法の研修を行います。

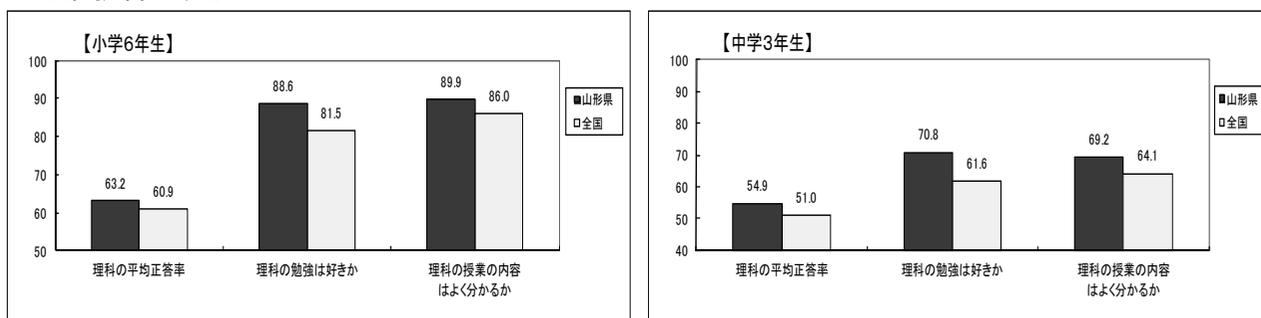
4 理数教育の推進

【現状と課題】

本県では、これまで小学校算数に焦点を当て、非常勤講師を配置してきめ細かな指導を行ったり、観察や実験を充実させたりすることで理数好きの児童生徒の育成に努めてきました。

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本県の児童生徒は、理科の授業の理解度と興味は共に全国平均を上回っていますが、算数・数学の理解度と興味は全国平均を下回っています。特に、理数両教科とも、成績上位層を伸ばしきれていないことが課題となっています。この傾向は、高等学校においても指摘されており、小・中・高等学校を通した課題となっています。

○ 理数教科の状況



(注) 算数・数学のデータは、P47 参照

(資料：文部科学省「平成24年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取り組み】

(1) 教員の指導力の向上

① 優れた指導法の共有

小・中学校においては、モデル単元と研究授業の公開等を通して、各学校の教員が授業改善の具体的なイメージを共有し、学校での実践を推進します。(主要施策7の3の再掲)

また、高等学校においては、数学指導力向上セミナーの開催や教科指導アドバイザーの配置により、数学教員が優れた指導法を共有し、指導力の向上を図ります。

② 中核となる理数系教員の養成

文部科学省が実施するサイエンス・リーダーズ・キャンプ等の理系中核教員養成プログラムに理科教員を派遣するとともに、SSH等による課題探究的な学習・授業づくりを通して、中核となる理数系教員を養成します。

(2) 理数教科の学力向上

① 小・中学校における思考力を高める問題の開発・発信・活用〈主要施策7の3の再掲〉

② 小・中学校における算数・数学指導の重点化

小学校高学年の算数指導の充実を図るため教員を配置するとともに、中学校と連携した指導方法の工夫改善を行います。

③ 高等学校における探究型学習の推進

文部科学省のSSHやSSH指定を目指す学校において課題探究型の学習に取り組み、その成果を他の学校に普及するとともに、生徒による研究発表会、グローバル・サイエンス・キャンパス[※]への参加等を通して、生徒の探究する力を高めます。

※ グローバル・サイエンス・キャンパス：大学が傑出した科学技術人材を育成するため、卓越した意欲・能力を有する高校生を選抜し、高度で体系的な理数教育プログラムを実施する事業。東北地区では東北大学が実施している。

④ 算数・数学チャレンジ in やまがた

県教育委員会独自の数学的思考力・表現力等を必要とする問題への挑戦を通して、児童生徒に物事を探究しようとする知的好奇心を持たせ、根気強く考え続ける力を育成します。

(3) 小・中・高・大学の連携

① 小・中学校の理数教育の連携

理科の観察・実験指導等に関する文部科学省の事業等を活用し、小・中学校の教員が互いの授業を見合い、系統性を踏まえた指導内容・方法を協議し、共通理解を図りながら、小・中学校連携による一貫した指導を推進します。

② 中・高等学校の理数教育の連携

中学校と高等学校の教員の相互派遣研修やSSHの成果の確認などを通して、中・高連携による一貫した指導を推進します。

また、高等学校で中学生を対象に行っている実験・実習等の体験授業や学習会などの取り組みを拡大し、中学校から高等学校への円滑な接続を図ります。

③ 高・大学の理数教育の連携

高等学校と大学が連携して課題探究型学習のカリキュラムを開発し、SSH等で実践します。また、より高度な探究的能力を有する生徒が、大学や研究機関等で研究活動を実践する機会の拡充を図ります。

(4) 関係部局等と連携した児童生徒の科学的な視野の拡大

① 科学好きな生徒の裾野の拡大

日頃の学習成果を活かした理数系競技を競い合う機会を通して、科学好きな生徒の交流と裾野の拡大を図るため、「科学の甲子園（高校生対象）」及び「科学の甲子園ジュニア（中学生対象）」山形県大会を開催します。

② 科学分野への興味を深める機会の提供

小学校PTA行事や公民館事業等へのサイエンス・ナビゲーターの派遣※、山形県産業科学館の企画イベント等、児童生徒が科学分野への興味を深める機会を提供します。

※ サイエンス・ナビゲーター派遣事業：科学や理科の楽しさや面白さを伝える人を県内各地に派遣する事業

【目標指標】		現況値	目標 (H32)
① 小・中学校における学力の向上（正答率全国上位を目指す）			
○ 全国学力・学習状況調査で正答率が全国平均以上の科目数	小・中	8科目中 6科目 (H26)	全科目
② 児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善			
○ 国語、算数・数学が「好き」な児童生徒の割合	小6 国	65.4% (H26)	増加させる
	小6 算	63.6% (H26)	
	中3 国	58.1% (H26)	
	中3 数	53.7% (H26)	
○ 国語、算数・数学の授業の内容が「分かる」と答えた児童生徒の割合	小6 国	81.2% (H26)	増加させる
	小6 算	77.2% (H26)	
	中3 国	70.3% (H26)	
	中3 数	68.4% (H26)	
③ 高等学校における学力の向上			
○ 医学部医学科、難関大学の合格者数		123人 (H26.4)	200人
○ 県内の大学等への県内進学者の割合		28.7% (H26.4)	36.0%

基本方針Ⅳ 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する

グローバル化が進む社会にあつては、様々な社会環境の変化に対応し、様々な人々と協働できる人材、新たな価値を主導・創造するような人材の育成が求められます。

このため、様々な分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、実践力を磨き、変化に対応し、社会で自立できる力を育成します。

そして、更なる高みや新たな価値に挑戦する意欲を持つ子どもたちを育成するため、大学等高等教育機関や地域産業界との連携を強化し、より高度な学習を提供します。

また、様々な困難や課題を抱え、支援を必要としている者に対して、必要な学習機会をしっかりと確保します。

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるとともに、地域社会の一員として役割を果たす意義について理解を深められるよう、地域産業界と連携しながらキャリア教育を充実します。

これらの取組みは、小・中・高・大の各段階における連続性・系統性を考慮し、体系的に推進します。

主要施策 8 変化に対応する実践的な力の育成

子どもたちが社会の急激な変化や様々な課題に対応し、主体的に生きぬいていけるようになるため、実践的な語学力を身に付けさせるとともに、数学や科学技術、ICT、環境等の課題に興味・関心を持ち、課題を自主的に解決しようとする意欲や態度を育む教育を推進します。

大学等高等教育機関が有する知的資源を初等中等教育でも活用して、児童生徒の知的関心を高めることは極めて有意義なことです。中でも、高等学校と高等教育機関が連携することは、高校生の学問に対する興味・関心を喚起し、学習意欲を高めるとともに、目的意識を持って主体的に進路を選択する能力・態度を育成することにつながります。

また、地域産業界との連携を強化していくことは、児童生徒の地域産業界への理解を促すとともに、将来の地域産業界を担うために必要な能力や気概を育成することにつながります。

高等教育機関には、地域人材育成や地域活性化等の取組みの中核となる「地(知)の拠点」としての期待が高まっています。こうした取組みを通じ、県勢発展の原動力となる若者をより多く育成することができるよう、県内高等教育機関の教育研究の充実を促進します。

1 グローバル化に対応した英語教育の推進

【現状と課題】

グローバル化が加速する中で、山形県人そして日本人としての自覚や文化に対する深い理解を前提とし、異なる文化や生活習慣を持つ様々な国や地域の人々と共に生きる国際社会の一員として、自らの考えや意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められています。

このため、我が国の伝統・文化・歴史への理解を深めるとともに、母国語である日本語の十分な習得を基盤として、外国語、特に英語によるコミュニケーション能力の育成を進めていく必要があります。

政府のグローバル化に対応した英語教育改革実施計画（平成25年12月）を踏まえ、小・中・高等学校の各段階を通じた英語教育の充実に向けた体制を整備していく必要があります。

【主な取組み】

(1) 英語授業の改善・充実

① 小・中・高等学校における指導モデルの開発・実践

小・中学校においては、モデル単元やモデル授業を開発するとともに、研究授業を通して授業改善の具体的なイメージの共有を図ります。さらに、山形県の郷土を紹介する副読本や資料を活用した授業づくり等に取り組み、郷土を英語で紹介できるようにします。

高等学校においては、山形「スピーク・アウト」推進事業[※]の成果を踏まえた指導モデルを普及・実践することで、生徒の英語による発表、討論、交渉等の能力を伸ばし、郷土のよさを英語で発信できるようにします。

※ 山形「スピークアウト」推進事業：英語使用機会の拡充、特に生徒の英語での発信力を強化する取組み等、英語教育に関する研究開発を行い、研究実践校の取組み成果を他の高等学校へ普及させる事業。

② 高等学校におけるスーパーグローバルハイスクールの活用

高等学校では、SGHの指定を受け、大学等と連携しながら質の高いカリキュラムを開発・実践することにより、国際的に活躍できる人材を育成します。また、県教育委員会ではSGH指定を目指す学校の取組みを支援します。

③ 外部人材の積極的活用

外国語指導助手の配置や英語を指導できる外部講師の活用を積極的に行い、具体的な授業づくりや言語環境づくりを進めます。

(2) 小・中・高・大学の連携

パイロット地区を指定して小・中・高等学校、さらには大学や研究機関との連携による英語教育のモデルとなる取組みを推進し、その優れた実践を県内4地区に普及していきます。

《連携に係る具体的な取組み》

小・中・高等学校の教員間の相互授業参観や乗入授業の実施、モデル授業の共同作成などを通して、小学校外国語活動を踏まえた中学校英語の授業改善、中学校英語で養われたコミュニケーション活動を踏まえた高等学校における授業実践など、小・中・高等学校のつながりを意識した授業づくりの展開

(3) グローバルな視野を広げる学習等の推進

① 多様な文化に対する理解の推進

地域の外国人との交流や外国の生活・文化を知る機会の設定など、様々な学習を児童生徒の発達の段階に応じて取り入れ、多様な文化に対する理解を深めます。

② 国際的な視野を広げる学習の充実

国際的な視野を広げるため、NIE^{※1}やユネスコスクール、ESD^{※2}活動や実践を紹介するとともに、各教科・総合的な学習の時間や国際交流事業等において、国際、情報、科学、環境などを関連づけながら地球規模や世界的な視点で学ぶ授業の充実を図ります。

※1 NIE：Newspaper in Education の略。学校等で新聞を教材にして勉強する学習のこと。

※2 ESD：Education for Sustainable Development の略。

持続可能な社会の担い手を育むための教育であり、国際理解や環境、多文化共生、人権、平和、防災等個別分野に関する教育を、持続可能な開発の観点から総合的につなげる概念。主導機関はユネスコ。

③ 高校生の海外留学等の支援

高校生の海外留学を支援するとともに、姉妹校提携・外国への修学旅行、外国からの留学生受入れなどの国際交流機会を提供します。

(4) 郷土愛を育む教育の推進〈詳細は、主要施策 1 4 参照〉

(5) 教員の英語力の向上

① 教員の英語指導力及び英語力の向上

政府の英語教育改革実施計画に対応するため、英語科教員の指導力や英語力の向上を図る研修を実施するとともに、外部検定試験の取得を推奨します。また、授業を中心に外国語指導助手と積極的にコミュニケーションを図ることにより日常的な英語力向上を促します。

② 高等学校への教科指導アドバイザーの配置

高等学校の英語教員の指導力の向上を図るため、学校に教科指導アドバイザーを配置し、優れた指導法を共有します。

③ 英語力のある教員の採用

英語力のある教員を確保するため、教員選考試験における英語問題の比率を計画的に高めます。

2 ICT教育の推進

【現状と課題】

パソコンや携帯電話等による情報通信技術の発達は、社会の情報化を急速に進展してきました。子どもたちを取り巻く環境においても情報化は急激に進んでいます。

情報活用能力の育成は、これからの社会を生きぬく力の重要な要素となっており、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を子どもの発達段階に応じてバランスよく身に付けさせることが必要です。

また、ICT^{*}を活用したわかる授業の展開は、児童生徒の興味・関心を高め、基礎・基本の定着を促進します。しかし、本県の学校におけるICT環境の整備状況は、教員の校務用コンピュータの整備率が全国45位（H26.3月）となっているなど遅れている状況にあり、また、教員のICT活用指導力についても課題があります。

学校におけるICT環境の整備を促進するとともに、教員のICT活用指導力の向上を図ることが必要です。

※ ICT：Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

○ 教員のICT活用状況(全校種) H26.3

○ 学校のICT環境の整備状況(全校種) H26.3

	全国	山形県
教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	80.9%	80.2%
授業中にICTを活用して指導する能力	69.4%	67.8%
児童・生徒のICT活用を指導する能力	64.5%	66.0%
情報モラルなどを指導する能力	76.1%	73.7%
校務にICTを活用する能力	77.0%	81.5%

	全国	山形県
コンピュータ1台あたりの児童生徒数	6.5人	5.6人
教員の校務用コンピュータ整備率	111.1%	92.9%
普通教室の校内LAN整備率	85.6%	79.9%
超高速インターネット接続率	79.1%	75.7%
電子黒板のある学校の割合	76.4%	67.6%
校務支援システムの整備状況	80.5%	67.6%
デジタル教科書の整備状況	37.4%	25.6%
学校CIOの設置状況	35.1%	23.1%

※「わりにできる」、「ややできる」と回答した教員の割合

(資料：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」)

【主な取組み】

① ICT教育アクションプランの作成・実施

ICT教育を計画的に推進するため、学校のICT環境の整備、ICTを活用した授業の展開、教員のICTを活用した指導力の向上、校務の情報化推進等の取組み工程を盛り込んだアクションプランを作成し、計画的な実施に努めます。

② 学校のICT環境の整備

小・中・高等学校において、学校CIO※を設置し、学校の情報化を組織として指揮・管理する体制を整備します。また、以下のとおりICT環境の整備に努めます。

ア 全ての県立学校に普通教室用のパソコンを配置するなど、情報端末やデジタルコンテンツ等の活用に必要なICT環境を整備します。あわせて、校務の効率化のため、校務支援システムの導入を進めます。

イ 市町村教育委員会に対し、校務用パソコンや、小・中学校の普通教室におけるコンピュータネットワーク、インターネット利用環境の整備促進を強く働きかけます。

ウ 文部科学省や他県の動向を踏まえながら、ICT支援員等の人的配置を検討するとともに、デジタル教科書やデジタルコンテンツの整備を推進します。

※ 学校CIO(情報化統括責任者)：Chief Information Officerの略。学校のICT化について、総括的な責任を持ちビジョンを構築し実行するために学校に置かれる責任者。

③ 教員のICT活用力の向上

教員のICT活用力の向上を図り、デジタル教科書やタブレットパソコンなどのICTを活用した授業づくりを推進するため、県教育センターの研修と各学校の校内研修を充実します。

④ 児童生徒の情報活用能力の育成

ICTの積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。また、情報モラル教育を系統的・体系的に行うとともに、情報化社会の有用性と危険性・家庭内のルールづくりなど保護者への啓発を強化します。

3 環境教育の推進

【現状と課題】

地球規模での環境問題と食糧問題の深刻化、東日本大震災における原子力発電所の事故を受けてのエネルギーの在り方に対する国民の意識の高まり、地域の里山や河川の荒廃など、環境をめぐる状況は急激にかつ大きく変化しています。

こうした中、政府は、これまで進めてきた環境保全活動や環境教育を一層推進するため、平成23年6月に、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律を改正しました。

これを受け、県では、平成25年3月に山形県環境教育行動計画（計画期間：平成25年度～平成32年度）を策定しました。この行動計画では、自然環境の保全の視点に加え、再生可能エネルギーの導入など創造・活用する視点についても理解を深め、家庭・学校・職場・地域等県民が自ら参加・協働した取組みを進めることとしています。

また、県では、県民がより安心して暮らすことのできる持続可能な社会を構築し、将来世代につないでいくことを目指し、平成24年3月に山形県エネルギー戦略を策定しました。本県の豊かな自然環境を守り育てていくと同時に、太陽光・風力・水力・バイオマス^{*}などを再生可能なエネルギー資源として活用する取組みを進めることとしています。地域の豊かな森林資源を、森のエネルギー、森の恵みとして活かす「やまがた森林ノミクス」もそれにつながります。

県教育委員会では、上記の行動計画を踏まえ、学校における環境教育の在り方を示した山形県環境教育指針を改訂（平成26年3月）し、学校の教育活動全体を通して、環境教育を推進することとしています。

※ バイオマス：森林から生産される木材や食品廃棄物、家畜の排せつ物など、動植物から生まれた生物資源。

【主な取組み】

① 山形県環境教育指針に基づく環境教育の推進

山形県環境教育指針に基づき、総合的な学習の時間や、各教科、特別活動など、学校の教育活動全体を通して、地域の歴史や風土・文化と関連付けながら、実践的・体験的な環境教育を推進します。この際、「やまがた森林ノミクス」についても意を用います。

② 学習プログラムの作成・実践

環境学習への取組みや各学校が有する太陽光発電等施設設備を活用した取組みなどの学習プログラム例を作成し、小・中・高等学校での実践を促進します。

③ 産・学・官の連携及び学校間の交流

保護者や地域、NPOの代表者を交えたシンポジウムを開催するなど産・学・官の連携を図るとともに、高等学校の環境教育の実践の場に小・中学校の児童生徒が参加するなど校種間交流を推進します。

④ 高等学校の特色を活かした取組み

県立高等学校において、それぞれの特色を応じ、再生可能エネルギーに関する研究や学校林を活用した森林環境教育を推進します。

また、やまがた環境展や高校生環境ものづくり発表会等の様々な環境イベントへの参加を促進し、学校の環境教育の活動発表や情報交換、連携の場として活用します。

⑤ 教員の指導力向上

教員の指導力向上を図るため、文部科学省が開催する環境教育に関する研修会に県教育センター職員を計画的・継続的に派遣するなどして県教育センターの研修内容を充実させます。あわせて、大学やNPO団体等と連携し環境教育指導者養成講座等を開催するとともに、社会教育施設で実施している環境教育講座を周知するなど、教員の研修機会を拡充します。

4 高等教育機関や地域産業界との連携強化

【現状と課題】

現在、高等学校と大学は、個別に協定を締結し、高校生が大学の科目を履修・聴講できたり、学校外学修の単位認定を行ったりできるようにするなど高大連携を進めています

また、一部に、高等学校と地域産業との技術研究や商品開発、大学研究所との共同研究も実施され、生徒が将来を見据えた専門的な知識・技能を身に付けることや教員の専門性の向上などに役立っていますが、これらは各学校が個別に取り組んでいるのが実情です。

今後は、各学校の取組みはもとより、高等学校全体として、高等教育機関等や地域産業界との連携の強化を図り、高等学校における教育内容を充実させていくことが必要です。

【主な取組み】

① 高大連携・高産連携プログラムの支援と更なる連携の推進

学校ごとの高大連携、高産連携の充実を図るため、各校が策定する高大連携・高産連携プログラムの取組みを支援します。また、各高等学校の特色に応じ、高等教育機関等や企業の研究・イノベーションに触れる機会や授業を受ける機会を充実させるなど、高等学校と高等教育機関等・企業との更なる連携を推進します。

② 高・産学連携による実践的教育の推進

高等学校と高等教育機関等・企業とを結ぶコーディネーターを配置し、高等学校の教育ニーズと高等教育機関等・企業のシーズ[※]を踏まえ、共同研究をあっせんするなど、高等学校と高等教育機関等・企業との連携による実践的な教育を推進します。

※ シーズ：企業が有する事業化、製品化の可能性のある技術やノウハウ、新素材、アイデアのこと。

③ 高大教員の交流促進と教材開発

高等学校と高等教育機関等の教員の交流を通して相互理解を図り、高大連携により高等学校の授業で活用する教材を開発します。また、高等学校教員の高等教育機関等や企業における専門研修の機会を充実させます。

5 高等教育の充実

【現状と課題】

本県の大学進学率^{※1}は、大学が順次整備されてきたことや、生徒・保護者の進学志向によって順調に伸びており、平成26年度では44.8%となっているものの、全国の56.7%を下回っています。また、大学残留率^{※2}も24.5%と全国平均の44.5%よりも低く、県内の4年制大学卒業者の県内就職割合も、約3割に留まっています。

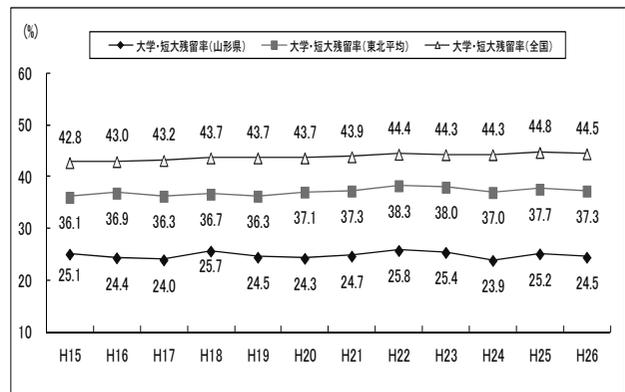
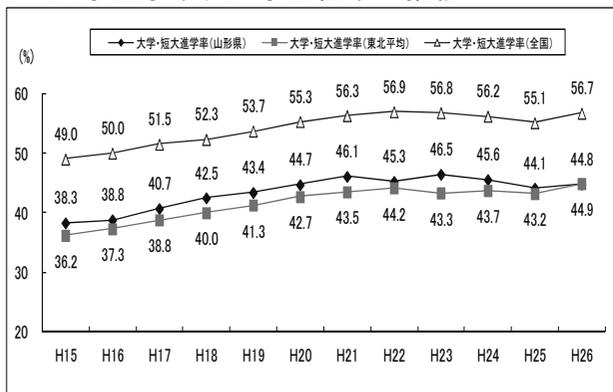
こうした中、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、地方における自県大学の進学率を高めることを目標（目標36%、本県H25.3卒18.9%）の一つとして掲げています。

このため、県内高等教育機関には、高大連携を進めるほか、県内高校生の進学ニーズに応えるカリキュラムの実施や、地域志向の教育、研究を通じた卒業生の県内定着に繋がる取組みの充実が期待されます。

※1 大学進学率：県内18歳人口に対する、県内高校出身の大学及び短期大学の進学者の割合

※2 大学残留率：県内高校出身の大学及び短期大学入学者のうち、県内大学及び短期大学への入学者の割合

○ 大学進学率、大学残留率の推移



(資料：山形県総務部学事文書課)

【主な取組み】

① 県立高等教育機関における地域のニーズに対応した人材の育成

県立高等教育機関において、保健医療、栄養、農業、ものづくり等の分野で地域のニーズに対応した専門知識と専門技術を有する人材を育成します。

② 高等教育機関と地域との連携による人材育成の支援

文部科学省補助事業「地(知)の拠点整備事業」[※]の展開等、県内高等教育機関が、地元産業や行政、NPO等と連携して行う、地域課題の解決等による地域志向の教育、研究を通じた人材育成への取組みを支援します。

※ 地(知)の拠点整備事業：平成25年度に創設された文部科学省の補助事業。大学が自治体等地域と連携して、地域課題解決を通じて地域の再生や活性化、教育カリキュラムの改革等に取り組むもの。県内における採択大学：山形大学(H25～)、東北公益文科大学(H25～)、東北芸術工科大学(H26～)

③ 高等教育機関相互の連携による取組みの支援

大学コンソーシアムやまがた[※]の活動を通じて、高等教育機関の連携による人材育成の取組みを支援します。

※ 大学コンソーシアムやまがた：県内の高等教育機関相互の連携、交流の推進や、各々の特性を活かした地域貢献を行うことを目的に組織された団体。

④ 県内大学等への進学促進〈主要政策7の3の再掲〉

6 学びのセーフティネットの整備

【現状と課題】

厳しい経済雇用情勢が続き、経済格差や教育格差など、格差の固定化等が指摘されています。特に、家庭の経済状況の格差が学力に影響を及ぼしているとの指摘もあり、世代を超えた格差の再生産や固定化を招かないよう、経済的条件が不利な状況にある子どもたちに対する学習支援を行うとともに、社会的ひきこもりや高校中退者など困難を有する者への支援が求められています。

また、東日本大震災により被災した児童生徒に対し、切れ目のない就学支援を行う必要があります。

【主な取組み】

① 教育費の負担軽減

政府の制度も活用しながら、各教育段階において経済的困難を抱える家庭等に対する就学支援・援助を引き続き実施します。

② 被災した児童生徒への支援

東日本大震災で被災した児童生徒に対する学習支援や心のケア、経済的支援について、政府の動向も踏まえながら引き続き実施します。

③ 高等学校の学び直しの支援

高等学校の中途退学者の学び直しを支援するため、公立高等学校に再入学する場合の授業料負担を軽減します。

④ 学習や社会生活に困難を有する者への支援

社会的ひきこもりや高校中退者等の困難を抱えた子ども・若者について、関係部局やNPO団体、市町村の適応指導教室等と連携し、これまでの継続的指導と体験的指導を組み合わせながら、県内教育ファームや青年の家等で実施している農業体験等の様々な活動プログラムを紹介し、学び直しや社会参加・自立に向けた支援を行います。

【目標指標】		現況値	目標(H32)
① 生徒・教員の英語力の向上			
○ 英検3級以上程度の英語力のある中学生の割合	中	30.2%(H25)	50.0%
○ 英検準2級から2級程度以上の英語力のある高校生の割合	高	33.5%(H24)	50.0%
○ 英検準1級以上の英語力のある英語担当教員の割合	中	18.8%(H25)	50.0%
	高	42.1%(H25)	85.0%
② 教員のICT指導力の向上			
○ 授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合	小・中・高・特支	67.8%(H25)	100%
○ ICT環境の整備充実	教員の校務用コンピュータの整備率	小・中・高・特支	92.9%(H25)
	無線LAN整備率	高	8.6%(H25)
	校務支援システムの整備率	高・特支	69.5%(H25)

主要施策 9 社会的自立に向けた勤労観・職業観の育成

～ 体系的なキャリア教育の推進と若者の県内定着・県内回帰の促進 ～

子どもたちが、将来、社会の一員として自立して生きていくためには、一人ひとりが自らの生き方や社会との関わり、働くことの意義を考え、理解し、主体的に進路を決定できるようにしていくことが必要です。

子どもたちが、将来、よき職業人・社会人として自立するため、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義を理解し、社会的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を身に付けるよう、各学校段階で計画的・系統的な、キャリア教育を推進します。

また、県内の大学等や産業界と連携して、高校生等に県内大学・企業の魅力を伝え、県内大学等への進学や県内企業への就職を促進し、若者の県内定着・県内回帰を図ります。

【現状と課題】

雇用環境の変化とも相まって、学校から社会にスムーズに移行できない若者の増加が、深刻な社会問題となっています。本県においても全国的な傾向と同様に、希望する職業と実際の就職のミスマッチや高い離職率が課題となっています。また、小学生の約1割、中学生の約3割の児童生徒が将来の夢や目標を持っていないという状況にあります。

現在、各学校では、児童生徒の発達段階に応じ、職場見学や社会人による講演、職場体験、インターンシップなど、社会的自立の基盤となる能力や態度を身に付けるための取組みが行われています。しかし、学校における職場体験等の事前・事後指導や、実践的な運営の検証が十分ではないため、身に付けるべき力の育成につながっていないという指摘もあります。

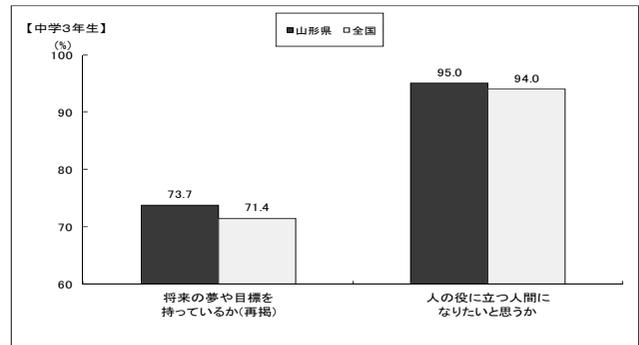
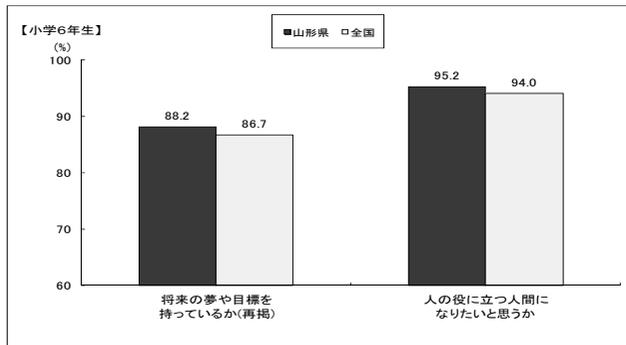
教員に対するキャリア教育の意義の徹底を図るとともに、各学校段階において身に付けさせたい能力や態度を明確にし、計画的・系統的に育んでいく必要があります。

また、人口減少の進行が懸念される中、若者の県内定着を促進する必要があります。地域の企業や団体と連携した職場体験やインターンシップ等を推進するとともに、就職指導の充実を図ることや、県内の大学等と連携し、県内大学等への進学者の増加を図ることが求められます。

今後も、活力ある山形県を持続・発展させていくためには、性別・年齢などの属性に関わりなく、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を存分に発揮し、家庭・職場・地域でそれぞれの役割を果たしながら、思いやりを持って支え合っていくことが重要です。「やまがたウーマノミクス※」の推進により様々な分野での女性の活躍可能性を拡大するとともに、一人ひとりが男女共同参画を認識して実践・行動することが求められます。

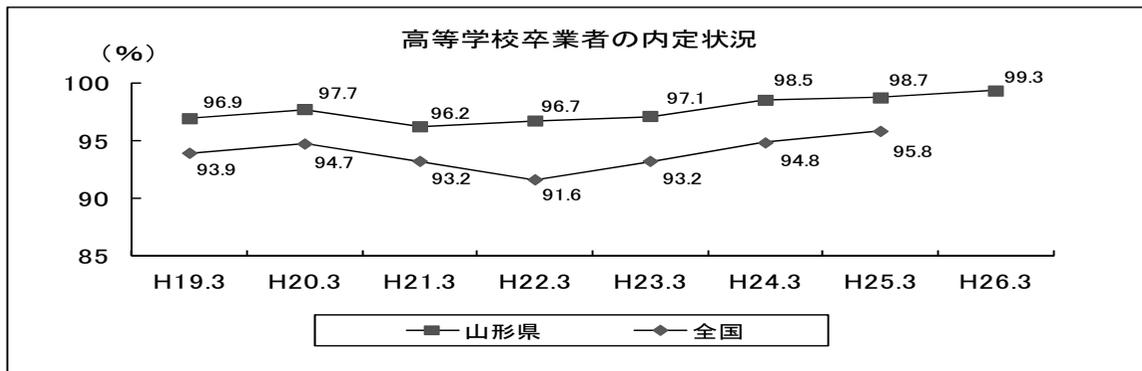
※ ウーマノミクス：女性の就労拡大や活躍の促進により経済を活性化させること。ウーマン(Women)とエコノミクス(Economics)の造語。

○ 児童生徒の将来の夢や目標



(資料：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」)

○ 県内の就職内定状況



(資料：山形県教育庁)

【主な取組み】

(1) 体系的なキャリア教育の推進

① 各学校段階におけるキャリア教育の在り方等の整理

小・中・高等学校の各段階におけるキャリア教育の目標の在り方等を内容とする山形県キャリア教育体系を整備するとともに、キャリア教育の実践的な運営に向け、各種研修等を通して教員に対しキャリア教育の意義を徹底します。

② キャリア教育実践プログラムの作成・実践

各学校において体系的・系統的なキャリア教育を進めるため、それぞれの地域の実情に応じたキャリア教育実践プログラムの作成と実践を促進します。

③ 職場見学・体験、インターンシップの推進

地域の企業等との連携のもと、職場見学や体験、短期・中長期のインターンシップ等を推進します。実施に当たっては、より効果を上げるため、学校での事前・事後指導を徹底します。また、就職後の仕事のミスマッチをなくし、早期離職を防ぐため、生徒個々の適性や進路希望に応じた丁寧な就職指導に努めます。

④ 投票権年齢等の18歳引下げへの対応

憲法改正国民投票の投票権年齢の18歳への引下げに伴い、新科目設置も検討されることを踏まえ、公民としての資質の育成とともに、キャリア教育を充実させていきます。

⑤ 産業教育振興設備の計画的更新

次世代を担う技術者の育成に必要な科学技術の進歩に対応した産業教育振興設備について、高等学校への計画的な更新・整備を図ります。

⑥ 特別支援教育の充実 〈主要施策10参照〉

(2) 若者の県内定着・県内回帰の促進

① 本県産業の担い手育成に向けた就職指導の充実

若者の県内定着と本県産業の活力向上を図るため、商工会議所や山形県産業教育振興会、山形新卒者就職・採用応援本部等関係機関と連携し、高校生や教員に県内企業の実績や活動内容等の魅力を伝えます。あわせて、本県産業の担い手が不足している分野への就労を促す取組みを進めるとともに、「やまがたウーマノミクス」の考え方を踏まえ、女性の活躍の促進に向けた意識の醸成を図ります。

② 県内大学等への進学促進 〈主要施策7の3の再掲〉

③ 奨学金を活用した県内定着の促進

「県内企業等への就職を希望する学生等に係る奨学金の返還を支援する制度」については、その検討状況を踏まえながら、高校生に対する周知に努め、活用を促します。

④ 県外進学者のUターンを促す取組みの推進

高校生の段階から関係部局が主催する大学生向けの就職ガイダンスや山形県Uターン情報センターについて周知する取組みを通して、新規学卒者のUターン回帰を促す取組みを推進します。

【目標指標】		現況値	目標(H32)
① 児童生徒の進路に向けた意識の向上			
○ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合【再掲】	小6	88.2%(H26)	増加させる
	中3	73.7%(H26)	
○ 難しいことでも失敗をおそれないで挑戦する児童生徒の割合	小6	77.5%(H26)	増加させる
	中3	70.3%(H26)	
② 本県高卒者の就職率の向上等			
○ 高校生の県内就職率		77.2%(H26.3)	80.0%以上
○ 就職を希望している高校生の就職率		99.3%(H26.3)	100%

基本方針Ⅴ 特別なニーズに対応した教育を推進する

共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム[※]構築を目指して特別支援教育が推進されています。

障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するとともに、可能な限り障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が共に学ぶことができるよう配慮しつつ、相互に人格と個性を尊重し合いながら、様々な人々が生き活きと活躍できる共生社会の形成に向け、特別支援教育を充実します。

※ インクルーシブ教育システム：共生社会の形成に向けて、障がいのある者と障がいのない者ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組み。障がいのある子どもが十分な教育を受けるための多様な教育の場を、教育的ニーズに応じて準備することが大切とされる。平成24年7月中央教育審議会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」を提言した。

主要施策10 特別支援教育の充実

【現状と課題】

県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえて特別支援教育を充実するため、平成25年12月に第2次山形県特別支援教育推進プラン（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、様々な取組みを進めています。

また、知的障がい特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、山形県特別支援学校再編・整備計画に基づき、県内8地域への知的障がい特別支援学校の整備を進めるとともに、小・中学校の特別支援学級に少人数学級編制を導入するなど、障がいのある児童生徒の教育環境の充実に向け取り組んでいます。

しかし、通級による指導、小・中学校の通常の学級や高等学校に在籍する発達障がい等特別な教育的支援を要する児童生徒に対する支援の充実も課題となっています。さらには、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携して、特別なニーズに応じた適切な教育を実施するために就学前からの早期支援を図り、また、卒業後の自立と社会参加に向けた支援の一層の充実を図る必要があります。

《参考》第2次山形県特別支援教育推進プランの3つの基本目標

- 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的取組みを支援する。
- インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえて特別支援教育を推進する。
- 障がいの有無やその他個々の違いを認識し、様々な人々が生き活きと活躍できる共生社会の形成を目指す。

【主な取組み】

- (1) インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の理解促進と交流の推進
 - ① インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育について、保護者や県民の理解を促進するため、医療、保健、福祉、労働等の関係機関や市町村教育委員会と連携を図りながら、周知・啓発に努めます。
 - ② 障がいのある児童生徒に対する理解を促進するため、特別支援学校と地域との交流、特別支援学級と通常の学級との交流、特別支援学校と地域の小・中学校との交流、特別支援学校に通う子どもたちと居住地の学校との交流など、交流及び共同学習を推進します。

- (2) 医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援
- ① 医療、保健、福祉等関係機関との連携のもと、幼稚園・保育所等が幼児及び保護者を適切に支援し、円滑な就学とその後の一貫した支援につなげていく体制を整備します。
 - ② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場への円滑な就学や、継続的な就学支援につながる早期からの相談体制を整備します。
- (3) 小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実
- ① 特別な教育的ニーズに応えるための校内支援体制を強化するとともに、個々の児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、次の学びの場に引き継ぎます。
 - ② 引き続き、特別支援学級の少人数学級編制を実施するとともに、通級による指導教室の拡充を図ります。
 - ③ 高等学校に在籍する発達障がい等特別な教育的支援を要する生徒のため、特別支援教育支援員を配置します。
- (4) 特別支援学校における教育の充実
- ① 障がいの重度化・重複化、多様化に対応し、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の工夫・改善、キャリア教育・職業教育の推進、交流及び共同学習の推進等、自立と社会参加を目指した取組みを一層推進します。
 - ② 山形県特別支援学校再編・整備計画を着実に実施し、特別支援学校の教育環境の改善・充実を図ります。
- (5) 社会参加に向けた支援
- ① 障がい者の職業自立・社会参加に向け、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育、進路指導を充実します。
 - ② 学校生活から一般就労・福祉的就労及び地域社会への移行や職場への定着に向け、労働や福祉等の関係機関、地域社会との連携を更に深めます。
- (6) 教員の専門性の向上
- ① 多様な学びの場で特別支援教育が充実するよう、全ての教職員に対し、特別支援教育に関する研修の受講を推進します。また、特別支援学校及び特別支援学級の教員の特別支援学校教諭免許状の取得を促進します。
 - ② 管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任など、特別支援教育を推進するうえで重要な担い手となる教職員の研修を充実し、職種や校務分掌に応じた専門性の向上を図ります。

【目標指標】		現況値	目標 (H32)
① 校内指導体制の整備			
○ 障がいのある幼児児童生徒に対する個別の指導計画の作成率	幼保・小・中・高	94.7% (H26)	100%
② 教員の専門性の向上			
○ 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率	特支	76.2% (H25)	80.0%

基本方針Ⅵ 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する

学校が様々な教育課題や多様化・高度化する期待に対応し、山形の未来をひらく人づくりを進めていくため、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな教育を支える体制の整備・充実を進めるほか、適性のある優れた教員の確保・育成を図ります。

また、安全安心な学校施設・体制の整備及び困難を抱えた子どもに対する学びのセーフティネットの整備、私立学校の振興などを通して、安心で元気な学校づくりを進めます。

主要施策 1 1 信頼される学校づくりの推進

子どもたちが生き活きと活動し、積極的に学習に取り組む学校には、生き活きと魅力のある教員の存在があります。適性のある優秀な教員を確保し、教職員一人ひとりの能力向上を図るとともに、教職員が一体となり、学校が組織としての力を発揮することで、児童生徒とじっくり向き合い、児童生徒の能力を最大限に伸ばすことのできる学校づくりを進めます。このため、教職員が持てる能力を十分に発揮できるよう心身両面から健康管理対策を充実させます。

また、学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として、子どもたちが1日の大半を過ごす場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所ともなります。耐震化等防災機能の強化と施設の長寿命化などを実施し、安全安心な学校施設の整備を推進します。

更に、学校における児童生徒の安全を確保するとともに、児童生徒が自ら安全に行動することができる能力を育成するため、防災教育等安全教育を推進するほか、安全安心な教育環境の整備に向けて、家庭や地域住民、関係機関と連携した取組みを推進します。

1 子どもとじっくり向き合う学校づくり

【現状と課題】

本県では、教育山形「さんさん」プランにより、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導に努めているため、欠席者数や不登校児童生徒数、問題行動数等の発生件数などが全国に比べて低いなど、学級・学校生活が落ち着き、安定していると言えます。今後とも、学習と生活を一体とした指導を展開し、更に、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくためには、教員一人ひとりの「担任力」を向上させる必要があります。

一方、教員が教育活動に専念し、子どもに向き合う時間を十分確保できるよう、これまでも、教育活動の再構築や事務等の見直し・効率化を図ってきましたが、学校を巡る教育課題は多様化・高度化しています。教員が教育活動に専念できるよう学校のマネジメントを更に強化する必要があります。

【主な取組み】

① 学校の教育課題への対応（教職員配置の充実）〈主要施策7の1の再掲〉

② 教員の担任力の向上

児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導を行うため、教員のキャリアステージに応じた研修を行い、担任力を高めます。

③ 学校経営の選択と集中

校長のマネジメントのもと、学校の実情や特色を踏まえ、学校経営の選択と集中（業務のスクラップアンドビルド）を進めるとともに、学校と家庭・地域がそれぞれの役割分担のもと連携を強化していきます。

④ 教員の多忙化解消

教員が教育活動に専念し、子どもに向き合う時間を十分確保できるよう「教師のゆとり創造の取組み指針～教師と子どもが向き合う教育の推進をめざして～」に基づく取組みを推進します。

2 適性のある優れた教員の確保

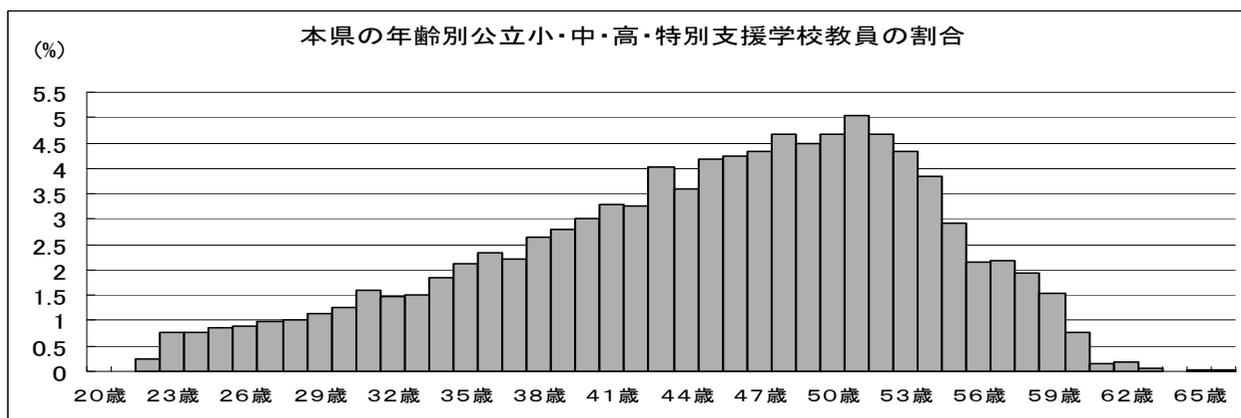
【現状と課題】

学校教育の直接の担い手である教員には、豊かな人間性や社会性、教育に対する使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、高い資質能力が求められます。

一方で、本県においては、これから教員の大量退職の時代を迎えるため、計画的に教員を確保していく必要があります。

人物重視の採用への工夫、より高い教科専門性や実践力を持つ教員の積極的採用など、適性のある優れた人材の確保に向けて更なる改善を図っていく必要があります。

○ 教員の年齢別人数



(資料：文部科学省「平成22年度学校教員統計調査」)

【主な取組み】

① 大学と連携した戦略的な教員養成の展開

教員養成段階において身に付けたい資質・能力を示し、大学4年間を見通し、大学の授業と学校現場との往還的な学習により、実践力・指導力の育成を図る、総合的・体系的な教員養成プログラムを大学と連携して検討していきます。

② 計画的な教員確保

今後の教員の大量退職も見据えながら、積極的な広報活動等を通じた優れた新規採用教員の確保、教職経験者の活用などにより、計画的な人材確保に努めます。

③ 教員採用試験による適性のある優れた人材の確保

教員採用試験の筆記試験、実技試験、面接及び模擬授業等の内容を工夫し、現職教員、社会人、教職大学院修了見込者及び障がい者を対象とした特別選考を実施します。

また、適性のある優れた人材を幅広く採用するため、受験の際、小学校と特別支援学校小学部、中学校と特別支援学校中学部の併願ができるようにします。

④ 英語力のある教員の採用 〈主要施策 8 の 1 の再掲〉

3 信頼され、尊敬される教員の育成と能力の発揮

【現状と課題】

変化の激しい社会にあって、教育に対する強い使命感や絶えず自己研さんに努める意欲を持ちながら、社会や地域における課題を的確にとらえ、それに対応した教育活動を進めていくことができる、専門性と柔軟性を兼ね備えた教員が求められています。

現在、県教育センターを中心に、経験年数や職階に応じた研修、教科・領域別の研修、今日的な教育課題に関する研修など様々な研修を実施しているほか、山形大学大学院教育実践研究科（教職大学院）や文部科学省が行う中央研修に教員を派遣し、教員の指導力向上を図っています。

今後、見込まれるベテラン教員の大量退職、教育を取り巻く課題の複雑化・多様化に的確に対応するには、教員に対する研修を更に充実させていくことが必要不可欠です。

特に、課題探究的な活動を自ら体験し、新たな学びを展開できる実践的指導力を身に付けるとともに、複雑かつ多様な新たな課題に、幅広い視野に立って柔軟に対応できる指導力、同僚と協働して組織として困難な課題に対応できるマネジメント力、地域との連携等を円滑に行うためのコミュニケーション力等を身に付ける必要があります。

また、学校をリード又は経営するミドルリーダー及び管理職には、「ビジョンと目標づくり」「組織づくり」「人づくり」ができることに加えて、保護者・地域社会と学校の「互恵的な関係づくり」が担える力が必要です。

【主な取組み】

① 研修体系の見直しと今日的課題に対応した研修の充実

教員が高度な専門的知識と実践的指導力等を身に付けることができるよう、教員の研修体系を抜本的に見直すとともに、多様化・高度化する教育課題に的確に対応できる研修テーマを設定するなど教員研修を充実させます。

② 教員の担任力の向上 〈主要施策 1 1 の 1 の再掲〉

③ 大学との連携・協働による教員の指導力向上

県教育センターと大学が連携・協働して、モデル授業や本県独自の問題の開発・活用、学校を取り巻く教育課題に対する研究を行い、研修に反映させることにより教員の指導力の向上を図ります。

④ 次世代リーダーの育成

若手教員を教職大学院や長期研修、中央研修に積極的に派遣するとともに、学校マネジメントやミドルリーダー研修を充実することにより、学校の次世代リーダーを育成します。

⑤ 経営能力に優れた管理職の登用

自薦制の管理職選考試験を継続し、人材育成能力、管理能力のある管理職を登用します。女性管理職について、登用前の育成及び積極的な登用を進めます。また、これまで民間人校長を登用して得た経営力、発想力等の成果を生かしながら管理職の育成に努めます。

⑥ マネジメント能力の高い管理職の育成

管理職が学校教育目標の実現に向けた指導力と、家庭・地域との効果的連携を推進するマネジメント力を発揮できるよう、研修を充実します。

⑦ 適切な評価制度の構築

教員の資質能力や意欲の向上に結びつく評価制度を構築し、学校の活性化に努めます。

4 体罰根絶に向けた取組みの徹底

【現状と課題】

体罰は、学校教育法で禁止されている行為であり、児童生徒の心と身体を傷つけるだけでなく、その後の行動や成長に悪影響を与えます。

平成24年度に、文部科学省が実施した全ての小・中・高等学校及び特別支援学校を対象とした体罰に係る実態調査の結果、本県においても120件を超える体罰事案が判明し、運動部活動等においても数多くの体罰が発生していたことが明らかになりました。

これを受け、県教育委員会では、平成25年7月に、体罰等の根絶と児童生徒の理解に基づく指導のガイドラインを策定し、教職員一人ひとりに体罰等根絶の徹底を図るとともに、保護者向けのリーフレットを作成・配布したほか、運動部活動等における体罰等によらない適切な指導の在り方について講習するなど、保護者やスポーツ関係団体と連携しながら、体罰等の根絶に向けて取り組んでいます。

【主な取組み】

① 学校現場での体罰防止の徹底

個々の教員が、体罰についての正しい理解と体罰によらない対話を中心とした指導を身に付けるため、体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドラインを活用した校内研修を実施し、体罰防止を徹底します。また、児童生徒の自主的・自発的な取組みを推進し教職員が一体となって、規律ある学校づくりを推進します。

② スポーツの指導現場からの体罰防止の徹底

スポーツ関係団体と連携・協力し、学校の運動部活動顧問や外部指導者、その他スポーツ指導者を対象として研修を実施することにより、スポーツの指導現場における体罰防止を徹底します。

5 教職員の健康管理

【現状と課題】

教職員の健康管理は、個人の健康問題に留まらず、教育活動全般に関わる重要な課題であり、教職員一人ひとりが安心して職務に専念できる職場環境の形成と、心身両面からの健康管理対策の充実が求められています。

定期健康診断の結果を見ると、生活習慣病に関係の深い検査項目の有所見率が高くなっている一方、精密検査が必要とされた教職員の精密検査受診率が低い状況にあります。また、教職員が精神疾患によって長期休業に至るケースもあることから、早期発見・治療につながるような対策が必要です。

○ 教職員の健康診断有所見率の状況 単位(%)

検査項目	血中脂質	肝機能	血圧	血糖	貧血	心電図
平成 23 年度	52.0	28.2	27.3	19.5	17.1	15.0
平成 24 年度	52.6	27.6	26.2	17.1	16.4	15.9
平成 25 年度	53.1	26.4	26.2	17.2	14.1	16.3

(資料：山形県教育庁)

(参考)山形県で常時 50 人以上を使用する事業場における健康診断有所見率 単位(%)

検査項目	血中脂質	肝機能	血圧	血糖	貧血	心電図
平成 25 年	38.3	18.5	17.5	11.4	11.4	15.1

(資料：「山形県の労働衛生 2014」(山形産業保健総合支援センター))

○ 教職員の健康診断における要精検該当率及び精密検査受診率の状況 単位(%)

	県立学校		市町村立学校		合 計		(参考)県知事部局	
	要精検該当率	精密検査受診率	要精検該当率	精密検査受診率	要精検該当率	精密検査受診率	要精検該当率	精密検査受診率
平成 23 年度	48.3	67.4	47.9	59.2	48.0	62.4	42.0	91.9
平成 24 年度	47.9	73.5	47.8	59.3	47.8	64.8	39.8	94.8
平成 25 年度	47.1	82.6	51.4	60.9	49.7	69.1	38.3	94.4

(資料：山形県教育庁 各年度とも 1 月末現在)

【主な取組み】

① 各種健診事業による疾病の早期発見・早期治療

疾病の早期発見及び早期治療につなげるため、定期健康診断・人間ドック・特定健康診査などの各種健診事業を適切に実施するとともに、個別訪問による特定保健指導を推進し、生活習慣病予防を図ります。さらに、定期健康診断において、精密検査が必要とされた教職員については、不断の受診勧奨を行うことにより精密検査受診率の向上を図ります。

② メンタルヘルス対策の充実

メンタルヘルス対策は、早期発見と治療が基本となることから、疾病に対する正しい知識やセルフケア^{※1}の普及とともに、ラインケア^{※2}体制の強化を図るための研修を行います。さらに、精神疾患による長期病休者が円滑に職場に復帰できるよう、支援策の充実と普及を図ります。

※1 セルフケア：労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処すること

※2 ラインケア：労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行うこと

③ 教員の多忙化解消 〈主要施策 1 1 の 1 の再掲〉

6 安心安全な教育環境の整備

【現状と課題】

東日本大震災において、学校施設は児童生徒や地域住民の命を守るとりでとなり、その耐震化など安全性の確保は、より重要性と緊急性を増しています。

県立学校施設については、山形県県有施設耐震改修実施計画に基づいて計画的に耐震化を推進し、耐震化率（平成26年4月1日現在）は、県立高校が92.1%（公立高校：89.8%、全国：90.0%）、特別支援学校が98.6%となっています。一方で、公立小中学校の耐震化率は91.7%と、全国平均の92.5%を下回っており、計画的な耐震化を促すなど、学校施設の安全性を確保する必要があります。

さらに、東日本大震災では、天井材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が発生したことを踏まえ、屋内運動場等の天井等落下防止対策を中心に早急に対応していく必要があります。

また、県立学校施設の老朽化への対応や、再生可能エネルギーの導入等による環境に配慮した学校施設整備の推進が求められています。

県教育委員会では、平成22年11月、学校における児童生徒の安全に関する危機に適切に対応できるよう、学校における危機管理の手引き（学校安全編）を策定しました。現在、全ての学校で、この手引きに基づき学校安全計画及び危機管理マニュアルを整備し、児童生徒が自らの命を守るための安全教育や防災教育、安全管理に関する組織体制の整備に取り組んでいます。

今後とも、児童生徒が危険に際して自らの命を守りぬくための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、学校における安全管理の充実、関係機関や家庭・地域と連携した体制整備に努める必要があります。取組みに当たっては、自助・共助・公助の視点からの教育内容の充実や教育方法の改善も検討していく必要があります。

【主な取組み】

(1) 安全安心で良好な学校施設の整備

- ① 県立学校について、再編整備計画の動向を踏まえながら、耐震改修が困難な校舎の計画的改築など学校施設の安全対策を進めるとともに、非構造部材の耐震対策として、屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策の速やかな完了を目指します。
- ② 市町村教育委員会に対し、国庫補助制度を活用し、小・中学校の校舎等及び非構造部材の耐震化を早期に完了するよう働きかけます。
- ③ 既存の県立学校施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な早期保全による施設の長寿命化を推進します。
- ④ 太陽光や木質バイオマスなど再生可能エネルギーの導入や建物の木造・木質化など、環境に配慮した学校施設整備を推進します。

(2) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全と防災教育）の推進

- ① 生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じた体系的な安全教育の実施により、児童生徒が危険に際して自らの命を守りぬくための危険予測・回避能力等の「主体的に行動する態度」を育成します。

- ② 地域の実情に応じた防災教育を推進し、自助・共助・公助の視点から児童生徒の安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めます。
- ③ 安全教育指導者研修会を開催し、安全教育に係る教職員の指導力向上を図ります。

(3) 学校における安全管理（防災管理）の充実と組織活動の体制整備

- ① 学校における危機管理の手引き（学校安全編）を活用し、災害時の二次避難の対応や児童生徒の保護者への引き渡しのルール作成、危機管理マニュアルや学校安全計画の内容の充実に努めるとともに、児童生徒の学校滞在用としての備蓄物の整備を進め、学校の安全管理体制を整備します。
- ② 地域住民との合同の避難訓練や児童生徒等の引渡し訓練、避難所開設訓練等を、警察、消防、市町村防災担当部局等関係機関と連携しながら実施し、減災・防災に向けた組織的対応の整備を充実します。
- ③ 地域学校安全指導員を市町村に配置するとともに、連絡協議会や学校安全ボランティア養成講習会の開催等により、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充実を図ります。
- ④ 各学校においてAEDの適切な配置と周知及びAED使用に関する実効性のあるマニュアル作成を進めるとともに、生徒や職員を対象としたAED使用を含めた心肺蘇生法等の講習会の開催を推進し、児童生徒等の命を守る安全体制を整備します。

【目標指標】		現況値	目標(H32)
① 教職員の健康管理の充実			
○ 健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率		69.1%(H25)	100%
② 安全安心な教育環境の整備			
○ 学校管理下における事故災害で負傷する児童生徒の割合	小・中・高	7.4%(H24)	減少させる

主要施策 1 2 時代の進展に対応した学校づくりの推進

グローバル化や高度情報化等の社会の変化に対応し、自己実現を図ることができる人材、また、人口減少社会において、地域社会や地域経済の活性化を担う人材の育成が求められています。このため、様々な分野で高い志をもって活躍したいと願う児童生徒や、特別な支援を必要とする児童生徒など、個々のニーズに応えることが求められています。

児童生徒数の減少に伴い、学校規模の縮小が懸念される中で、多様なニーズに応えられる学校づくりを進めます。

また、高度化・多様化する教育課題に対し、的確な施策を企画・立案し、適切に対応していくためのシンクタンク機能を充実させ、時代の進展に対応した学校づくりを支えていきます。

【現状と課題】

本県の出生数は、第2次ベビーブームによる昭和46年から49年の一時的な増加の後、減少の一途をたどり、高校等進学者数も平成元年の17,903人に対して平成26年は10,850人で、約4割減少しています。これに対応して、公立高校の入学定員を、4教振期間中には50学級分、5教振期間中には45学級分削減しました。この間、学校の統合を含む高校の再編整備により、教育の質的向上と学校の活力の保持を図るとともに、新しいタイプの学校づくりに取り組んできましたが、全体的に高校の規模は縮小傾向にあります。

生徒数の減少は今後も続く見込まれており、さらに、学校の規模が縮小した場合、社会の変化や生徒の多様化に対応できる教育課程を編成したり、多様な人間関係の中で切磋琢磨し、社会で活躍できる人材を育成したりすることが難しくなることが懸念されます。このため、高校として望ましい学校規模の確保を図りながら、時代の進展に対応した新しい学校づくりを進めることが求められています。

一方、小規模校であっても地域の活力の源となっており、また、交通事情等により都市部の高校への通学が困難な生徒もいるなどの声もあり、高校の配置については、地域の実情に応じた柔軟な対応も求められています。

【主な取組み】

(1) 県立高校の将来の在り方

① 中学校卒業生数に応じた入学定員の設定

「県立高校再編整備基本計画」期間（平成27年度～平成36年度）中に、中学校卒業生が約1,750人減少することに対応するとともに、高校入学者の公私比率が県全体で概ね7：3となるよう、公立高校で35学級程度を削減します。各地区の公立高校の入学定員については、中学校卒業生数の推移、私立高校の配置状況、充足率が低い公立の小規模校や定時制の配置状況、地区間の通学の状況等を考慮して設定します。

② 県立高校の再編整備に関する基本方針

ア 再編整備による新しい学校づくりなどを通して、高校として望ましい学校規模（1学年当たり4～8学級）を確保し、教育の質的な向上と学校の活力の保持を図ることを基本と

します。なお、1学年当たり4学級を下回る学校については、キャンパス制*の導入や地域との連携等により、教育環境の改善に努めます。

※ キャンパス制：小規模校が、将来の統合を視野に、近隣の高校と連携・交流することにより、教育環境の改善を図る本県独自の制度。

イ 1学年当たり2学級の学校（分校も1つの学校と見なす）については、入学者数が2年連続して入学定員の3分の2に満たない場合は、その翌年度から入学定員を1学級分に減じ、更にその2年後に分校とします。ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。

ウ 1学年当たり1学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合は、交通事情等の地域の実情に配慮しながら、原則としてその2年後に募集停止とします。

③ 各学科の配置

ア 普通科及び普通系の専門学科（理数、体育、音楽）については、8地区ごとに、大学等への進学を希望する生徒への指導体制を整えるために望ましい規模の学校を少なくとも1校配置します。また、必要に応じて、普通科高校（普通系の専門学科との併設校を含む。）の再編や「探究科」など新たな学科の設置を検討します。

イ 職業に関する専門学科（農業、工業、商業、水産、家庭（含福祉）、看護、情報）については、地域産業や社会の情勢を踏まえ、生徒数の減少に伴う一律的な削減は行わず、全ての学科の学習の場を確保します。なお、1学年当たり4学級以上の単独校については、原則として単独校として維持し、4学級を下回る単独校については、当面は単独校として維持しながらも、更に小規模化が想定される場合には、他学科との再編を検討します。

ウ 総合学科については、8地区ごとに、少なくとも1校配置できるよう検討します。なお、更なる設置については、生徒・保護者や地域社会のニーズを踏まえて検討します。

④ 特色ある学校の配置

ア 学校や地域の実情に配慮し、高校教育の質の確保・向上と学校活力の保持の観点から、小規模化する専門高校等を再編し、学科の枠を越えた学習ができる総合選択制高校の設置を検討します。

イ 平成28年度に内陸地区のモデル校として、東根市に併設型の東桜学館中学校・東桜学館高等学校（仮称）を設置します。庄内地区については、同校の開校に向けた取組みや、全国の併設型中高一貫教育校の成果を踏まえ、地域の意見を聞きながら設置を検討します。

ウ 学校独自の科目を含む充実した教育課程を編成し、生徒の多様な進路希望や学習要求に対してきめ細かく対応する全日制の普通科単位制高校を、8地区ごとに、少なくとも1校配置となるよう、残る東南村山地区に導入します。

エ 夜間定時制については、状況が整った地区から昼間定時制への移行を検討します。また、多様な生徒が、それぞれの実情に応じて学習の時間帯や形態を選択することができる新しいタイプの高校を、庄内地区に設置することについて検討します。

⑤ 各地区の県立高校の再編整備

- ア 西村山地区、北村山地区、最上地区、西置賜地区、田川地区、飽海地区については、検討委員会報告書等を踏まえて策定した当該地区の県立高校再編整備計画（飽海地区については新高校構想）に基づき、私立高校にも配慮しながら、遅延なく再編整備を進めます。
- イ 東南置賜地区については「県立高校再編整備基本計画」期間の前半（平成 29 年度～平成 30 年度）に、東南村山地区についてはその後半（平成 33 年度～平成 34 年度）に検討委員会を設置し、具体的な改革に着手します。

(2) 特色ある学校づくり

県立学校に対する学校裁量予算を引き続き実施し、各校の課題解決に向けた特色ある教育活動を充実させることにより、県立学校の活力あふれる主体的な学校づくりを支援します。

(3) 市町村による「活力ある学校」づくりに向けた取組みへの支援

児童生徒への教育的な効果や地域コミュニティの核として役割などの視点を踏まえた「活力ある学校」づくりに向けた市町村の自主的な検討を尊重するとともに、その実現を図るための取組みを支援します。

(4) 子どもの成長に応じた柔軟な教育システムの構築への対応

現在、政府において、子どもの成長段階に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、6・3・3・4制（学制）の在り方を含め、学校制度やその運用等に関する調査研究を実施するなど検討を進めています。

その検討状況に関する情報収集に努め、政府の制度変更に対し、適切かつ円滑に対応できるよう準備をしていきます。

(5) シンクタンク機能の充実

本県の教育課題解決に向けて、教育政策の企画や展開に資するため、教育についての研究や教員研修、教育相談等のセンター機能を有している県教育センターにおいて、組織体制の強化・充実を進め、本県教育政策のシンクタンク機能の拡充・高度化を図ります。

【目標指標】

① 県立高校の再編整備

- 県立高校再編整備基本計画の着実な推進

主要施策 13 私立学校の振興

私立学校は、建学の精神と独自の伝統や校風に基づき、時代の変化や生徒・保護者の教育ニーズの多様化に対応した特色ある教育活動を展開するなど、本県における学校教育の発展に重要な役割を果たしています。

政府においては、私立学校の果たす役割に鑑み、平成 18 年に教育基本法を改正し、「国や地方公共団体は、私立学校教育の振興に努めなければならない」旨を明記したところです。

本県においても、公教育の一翼を担っている私立学校に対して、その自主性を尊重するとともに、本県教育の質の向上に資することができるよう、引き続き支援します。

【現状と課題】

県では、私立学校の振興に資するため、私立高等学校の運営費を助成する一般補助金（全日制）について、標準運営費に対する補助率を段階的に引き上げ、その充実に努めてきました。幼稚園、高等学校（通信制）、専修学校・各種学校についても、文部科学省の標準単価の増額にあわせ、園児生徒一人当たりの補助単価を引き上げてきています。

しかし、今後、少子化による生徒数の減少など厳しい経営環境を見据え、支援の在り方について検討していく必要があります。

また、私立幼稚園への支援については、平成 27 年度から本格施行される「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた対応を行っていく必要があります。

私立学校の耐震化率については、平成 26 年 4 月 1 日現在で、65.4%と低い状況にあります。園児生徒の安全・安心の確保のため、速やかに耐震化を進めるよう求めるとともに、県として支援策を講じていく必要があります。

【主な取組み】

① 私立学校の振興・発展に向けた私学助成

私立学校の果たしている役割に鑑み、私立学校の教育条件の維持向上を図り、各学校の特色ある教育を支援するため、少子化による生徒数減少を踏まえた私学助成を適切に行います。

② 保護者の負担軽減を図るための支援

経済的理由により、修学が困難な者の負担を軽減し、教育機会の均等を図るため、政府の就学支援金制度に加え、授業料等の軽減を行う私立高等学校等を支援します。

③ 私立学校の耐震化の促進

園児生徒が安心・安全に学ぶことができる環境を確保するため、私立学校施設の耐震化を促進します。

【目標指標】

① 私立学校の振興・発展に向けた私学助成

- 私立学校の振興に資するための私学助成の着実な実施